

疾病予防・保健事業補助についての注意事項

▼疾病予防について▼

- ◎ 被保険者の補助金申請については事業所が取りまとめて申請してください。
- ◎ 健康診断の必須項目と選択項目は同一医療機関で受診してください。
- ◎ 以下は補助金交付対象外となりますのでご注意ください。
 - ・健康保険を使って実施したもの（治療行為として行ったもの）
 - ・文書料

▽保健事業補助について▽

- ◎ 保健事業補助要綱第1に基づき事業所主体で企画、主催されたものが補助の対象となりますので個人単位での申請は対象外となります。
- ◎ ハイキング・体育行事については、目的以外と思われるものは補助の対象外となります。
- ◎ 契約保養所等の利用については、事業主が許可したものであっても、家族旅行・出張等の申請はできません。
宿泊施設の制限はございません。

※ ご不明な点がございましたら、施設課までお問い合わせください。